□練馬区高齢者リフト付福祉タクシー利用案内□

ストレッチャーや車いすのまま乗り降りできるタクシーの費用の一部を区が負担します

利用できる方

<u>練馬区民で介護保険の要介護3~5に認定されている65歳以上</u>の方。ただし、日常外出時に車いす・ストレッチャーを使用している方に限ります。(付添人の同乗は可能です。)

料金について

メーター料金 + 介助料金等の加算料金 をお支払いください。

- ・加算料金は、事業者ごとに違います。詳しくは、「事業者一覧」をご覧の上、予約の際に事業者にご確認ください。
- 予約料金と迎車料金に相当する料金を、区が負担します。

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方は、手帳を提示することでメーター料金が 1割引になります。

その場合、「練馬区障害者リフト付福祉タクシー」の対象となりますので、そちらをお使いください。

利 用 方 法

- ① 「事業者一覧」から事業者を選び、直接、電話等で「練馬区リフト付タクシー事業を利用したい」と事業者に利用日の2週間前から前日までに予約してください。
- ② 乗車日当日は、<u>最新の介護保険被保険者証</u>を運転手に必ず提示してください。(区に報告する ために、お名前・ご住所・要介護度を控えさせていただきます。)

ご注意ください

- 練馬区に住民登録がない方は、ご利用できません。
- 予約料金と迎車料金に相当する料金を区が負担するのは、上記の利用方法で、「事業者一覧」 の事業者のタクシーを利用した場合のみです。
- 予約をキャンセルする場合、キャンセル料金が発生することがあります。詳しくは、「事業者 一覧」をご覧いただくか、事業者に確認してください。
- ・車両の空き状況や交通事情等によっては、対応できないこともあります。詳しくは事業者に確認してください。

●問い合わせ先

高齢者支援課 高齢給付係 Tel 5984-2774(直通) 各地域包括支援センター